

釧路消防署施設見学実施要領（小グループ対象）

- この要領は、釧路消防署及び遠矢支署（以下「消防署」という。）における施設見学（以下「見学」という。）に関し、実施方法等の必要な事項を定めるものです。
- 見学は、火災予防、防火・防災思想の啓発、応急手当の普及等を目的として行うもの、また初期消火の方法、119番通報を学ぶ事を目的とします。
- この要領は下記の方が対象となります。
 - （1）家族、友人、同じ職場の従業員等で構成されたグループ。
 - （2）見学者の人数は、原則10名以下であること。
※10名以上のグループ、学校等の社会見学、企業、団体による施設見学等につきましてはこの実施要領による対応ではなく従来通りの対応となります。
- 見学を希望する団体は、見学希望日の原則1週間前までに消防署に申込書（別記様式1）による申込み、または電話により仮申し込みを行って下さい。
- 見学の実施項目について。
 - ・車両見学 ・庁舎見学 ・子供用防火衣装着 ・応急手当体験
 - ・消火訓練（一般向け・事業所向け）
 - ・通報訓練（一般向け・事業所向け）
- 見学の受け入れは次のとおりとします。
 - （1）受け入れは午前10時から午後12時、午後14時から16時の間とする。但し、次に掲げる場合には見学を受け入れませんので別の日を指定してください。
 - ア 対応する消防署職員が確保できない場合。
 - イ 消防署における業務、行事と重複する場合。
 - ウ 12月28日から1月5日の間。
 - （2）1日に受け入れる団体は原則2団体までとします。
 - （3）土日、祝祭日の受け入れに関しては、以下の2点に同意した場合にのみ受け入れるものとする。
 - ア 出動隊のみでの対応となることから災害、出動重複等の緊急時に途中で中止となる場合がある。
 - イ 実施内容は2項目以下とすること。（例：車両見学、防火衣装着）
- 次の場合は消防署職員の判断により見学を実施中においても取り止めいたします。
 - ・災害発生時。
 - ・消防署職員の指示に従わない場合。
 - ・許可した場所以外への無断立ち入り、また、無断で備品や消防車の積載器具等に触る等の行為を繰り返す場合。
 - ・利用内容が不適切であると判断した場合。
- この要領は、釧路東部消防組合ホームページ等により周知し、申込を行った際に上記の要領に同意しているものとします。